おおのヘルスウォーキングプログラム参加規約

令和８年５月

第１条（目的）
1　本規約は、健康づくりに対する無関心な層も含めた多数の住民等が健康づくりに興味を持ち、参加・継続できることを目的に大野市が運営する、健康プログラム（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
2　この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第２条（用語の定義）
本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
(1)「申込者」とは、本規約に同意し、大野市に本事業の申込みを行った者をいいます。
(2)「参加者」とは、申込者のうち、大野市により本事業への参加が承諾された者をいいます。
(3)「マイページ」とは、第７条に定める実施内容により取得される健康情報（歩数等）を確認できるウェブサービスのことをいいます。

第３条（参加申込み）
1　本事業への参加を希望する者は、本規約の内容を承諾した上で本規約への同意及び参加の申込みを行うものとします。
2　申込者が参加申込み後、大野市が参加申込を受理した時点で、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなします。

第４条（参加者の決定）
1　大野市は、第３条第１項の参加申込み手続きによる申込情報を確認し、必要な審査・手続き等を経た後に承諾し、申込者に通知します。
2　参加者の決定は、申込者に対して大野市より参加の承諾を通知した時点で決定とし、その時点より参加者と大野市の間に本事業への参加に関する契約が成立するものとします。
3　大野市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。
(1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
(2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
(3) 虚偽の申込み等により、第５条に定める条件を満たさないことが判明した場合
(4) 大野市外転出や死亡等により、住民ではなくなった場合
(5) その他大野市が承諾できない事由があると判断した場合
4　大野市は、申込みを承諾しない場合又は承諾を取り消す場合には、その旨を通知するものとします。

第５条（参加条件）
大野市は、申込者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、参加申込みを承諾します。
(1) 大野市に住民登録している方で、かつ、30 歳以上の方（年度末時点の満年齢）
(2) 自己責任で本事業に参加できる方
(3) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力に属している者のいずれにも該当しない方
(4) 本規約に同意いただいた方
(5) 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

第６条（参加者の負担）
参加に係る費用は次に掲げる費用を除き無料とします。
(1) 本事業への参加費（活動量計購入費含む。）
(2) 活動量計の故障、又は紛失に伴う再購入等にかかる費用
(3) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
(4) その他大野市が別途指定する費用

第７条（実施内容）
本事業への参加者は、次の事項に協力をお願いします。
(1) アンケート調査の回答
(2) 活動量計データの測定及び送信
(3) 体組成計によるデータの測定及び送信

第８条（申込み内容の変更の届出）
参加者が大野市に通知した住所、電話番号、メールアドレス等、第 3 条の申込情報に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を大野市に届け出するものとします。

第９条（契約の解除について）
1　参加者は、本事業の実施期間中に本事業の参加に関する契約の解除を行うことができます。
2　参加者が転出または死亡した場合は、自動的に契約の解除となります。
3　契約を解除した場合、大野市は参加費を返金しません。
4　本事業の参加に関する契約の解除と同時に、それまでに貯まっていたポイントは無効となります。

第 10 条（禁止事項）
参加者は、次に定める行為を行ってはいけません。
(1) 事業期間内の活動量計の貸与、譲渡、販売、質入れ、その他の担保利用
(2) 本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
(3) その他第三者に不当な不利益を与える行為

第 11 条（損害賠償等）
1　参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により大野市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
2　参加者は、本事業に伴うサービスの利用に関連して、大野市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用においてその紛争を解決することとします。

第 12 条（免責事項）
1　本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
2　大野市は、大野市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
3　大野市は、大野市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏えいした場合は、責任を負いません。

第 13 条（個人情報の取扱い）
1　本事業に伴うサービスの実施等に際して、大野市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報の保護に関する法律・大野市個人情報の保護に関する法律施行条例に準拠するものとします。
2　本事業の実施に際し、大野市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
(1) 第３条に定める参加申込時にいただいた氏名、住所、性別、生年月日、身長、郵便番号、メールアドレス、電話番号
(2) 第７条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
(ｱ) アンケート調査の回答結果
(ｲ) 活動量データ、体組成データ
(3) マイページの利用ログ
3　大野市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要となる範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。また、事業結果等を公表する場合も、個人が特定されないように十分配慮いたします。
(1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
(2) 本事業の効果分析・評価のための利用
4　参加者情報の外部提供については次に定めるとおりとします。
(1) 大野市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理・活動量管理の仕組みの提供、参加者に対するポイントの管理及び付与、アンケート調査の回収に係る業務、本事業の効果分析・評価業務を、㈱タニタヘルスリンクに委託します。そのため、本条第２項で定める個人情報を㈱タニタヘルスリンクに提供することとします。大野市は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう、㈱タニタヘルスリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
(2) ㈱タニタヘルスリンクは、本事業の運営上必要と認められた業務を外部に再委託し、本条第２項で定める個人情報を再委託先に提供する場合があります。その場合は、安全管理が図られるよう、㈱タニタヘルスリンクは再委託先に対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
(3) 大野市は、本条第３項に定めた利用目的の範囲内で、参加者情報を、特定の個人を識別することができない状態に加工し、かつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにすることにより、個人情報にはあたらないデータとして外部に提供することがあります。
(4) 大野市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第３項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表又は提供することがあります。
(5) 上記の内容は、個人情報の保護に関する法律・大野市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
5　参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
(1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
(2) 大野市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
(ｱ) 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
(ｲ) 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
(ｳ) 第３項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
(ｴ) あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条第３項に定めた利用目的の範囲を越えて参加者情報を大野市以外の第三者に提供又は開示しません。
(ｵ) 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
(ｶ) 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取組及び継続的な改善・向上に努めます。

第 14 条（規約の変更）
1　本規約の変更については、電子メール又は大野市のホームページ等によって事前に変更内容を通知することにより、参加者は変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
2　参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報の保護に関する法律・大野市個人情報の保護に関する法律施行条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、大野市から参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。